

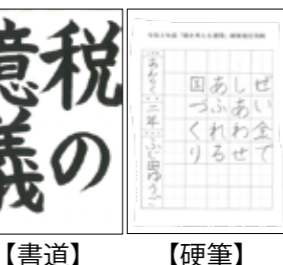
皆で支える社会 税の広場

● 税務課 収納管理係
Tel 474-1111
(内線147:148)

「税を考える週間」入賞者発表

令和2年度「税を考える週間」(11月11日～17日)に合わせ、硬筆・書道・標語の作品を募集したところ、硬筆582点、書道977点、標語202点の応募をいただきました。審査を行った結果、次のとおり入賞者が決定しました。

志布志市長賞		
硬筆	藤田 優悟	安楽小2年
書道	尾上 心音	志布志小6年
標語	土成 圭布	伊崎田中2年



【書道】 【硬筆】

《志布志市長賞作品》
【標語】 税金で 笑顔あふれる 町づくり

大隅税務署長賞		
硬筆	辻 新次郎	田之浦小2年
書道	吉松 季	香月小4年
標語	辻 園	松山中3年

大隅地域振興局長賞		
硬筆	尾上 結心	志布志小2年
書道	瀬戸口 遥輝	志布志小6年
標語	日高晴莉奈	松山中3年

志布志市議会議長賞		
硬筆	梅沢 土筆	田之浦小2年
書道	菅田 愛	伊崎田小5年
標語	下平 璃姫	伊崎田中2年

志布志市教育長賞		
硬筆	勇 まほ	安楽小1年
書道	渡辺 桂	森山小3年
標語	橋口 大和	松山中2年

志布志市副市長賞		
硬筆	西山 潤	潤ヶ野小1年
書道	山本 早紀	有明小5年
標語	末国 愛葉	有明中1年

志布志市税務課長賞		
硬筆	加治屋侑季	安楽小1年
書道	瀬戸口 哲平	志布志小4年
標語	小玉ひなつ	松山中1年

今回の入賞作品は、以下の日程で展示します。ぜひご覧ください。

- 市役所本明本庁1階 11月9日(月)～13日(金)
- 市役所志布志支所2階 11月24日(火)～27日(金)
- 市役所松山支所1階 11月16日(月)～20日(金)
- サンポートしぶしアピア 11月28日(土)～12月6日(日)

知ったク!? 年金インフォメーション

● 市民環境課 市民年金係
Tel 474-1111 (内線116)
● 鹿屋年金事務所
Tel 099-442-5121

年末調整・確定申告まで大切に保管を

国民年金保険料の控除証明書

◆ 控除証明書とは
その年の1月1日から12月31日までに納めた国民年金保険料の納付額を証明する書類です。

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となり、その年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。ご家族の国民年金保険料を納付された場合、その保険料も控除の対象です。

年末調整や確定申告の際に社会保険料控除の適用を受けるためには、納付したことを証明する書類として「控除証明書」(または領収書)の添付が必要となります。

- ◆ 送付時期
1月から9月までの間に国民年金保険料を納めた方 12月までの納付見込を含め11月上旬
- 10月から12月までの間に初めて国民年金保険料を納めた方 翌年2

月上旬

◆ ねんきん加入者ダイヤル
Tel 0570-003-004

控除証明書についてのご照会は、ねんきん加入者ダイヤルをご利用ください。

【受付時間】

- 月曜～金曜 8時30分～19時
- 第2土曜 9時30分～16時

(第2土曜を除く土曜・日曜・祝日、年末年始はご利用できません)

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万が一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようきちんと納めましょう。

いい 未来
11月30日は「年金の日」
年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。
「ねんきんネット」をご利用いただくといつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基にさまざまなパターンの試算をすることができます。

皆でつくる

「共生・協働・自立」のまち

● 企画政策課 共生協働推進室
地域政策係
Tel 474-1111
(内線255・259)

市民提案型共生・協働・自立のまちづくり事業

共生・協働・自立の地域社会づくりを目指すため、市民グループなどが継続的に実施しようとする公益性のある事業について、企画・提案を募集し、審査のうえ補助金を交付しています。

◆ 令和2年度前期分

事業名 志布志市郷土かるた作成事業
団体名 志布志市郷土かるた作成実行委員会



志布志市郷土かるた作成実行委員会
第1回選考会の様子

内容 合併以前の志布志町で郷土かるたが作られています。市全体の郷土や歴史、観光などに愛着と誇りを持つるよう「志布志市郷土かるた」として、市民の皆さまと一緒に作成します。絵と句の募集を7月～9月、選考会を9月～11月、12月にかかるたを100セット印刷し、学校を中心に配布する予定です。

◆ 事前相談について
令和3年度に実施する事業の事前相談を受け付けています。事業内容などの詳細については、市ホームページをご覧ください。



「句」の展示

性暴力を、なくそう

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。今年の運動テーマは「性暴力を、なくそう」です。

◆ 性暴力とは

脅しや強制力を用いて行われる自分の意思に反する同意がない性的な行為の全てです。年齢、性別、身近な人や夫婦、恋人の間でも起こります。性暴力を受けた人の尊厳や自尊心を傷つけるものであることから、その根絶が求められています。

◆ 性暴力被害についての誤解・偏見を無くそう Q & A

- Q 被害者側の服装や行動が悪かったのでは？
A 被害者の多くは特別に挑発的な服装をしているわけではありません。被害者がどのような服装を着ていたとしても、どのような行動であったとしても、相手が望まない行為をしてはいけません。
- Q 抵抗しなかったのは合意？
A 被害者は恐怖のために声をあげることが出来なかったり、脅しやお酒などで抵抗できなくされていることがあります。
- Q 加害者は見知らぬ人が多い？
A 内閣府の調査によると、男女ともに「全く知らない人」が約1割となっており、多くが身近な人や顔見知りとなっています。

性暴力被害についての誤解や偏見が少なくなることで、被害者の相談しやすさに繋がります。

《性暴力被害の相談先》

- 全国電話共通番号 # 8 8 9 1 (はやくワンストップ)
- SNS での相談「Cure Time」
- 性犯罪被害者サポートネットワークかごしま「FLOWER」
Tel 099-239-8787
受付時間：火曜～金曜 10時～16時 (祝日、年末年始を除く。)